

## 【議事内容】

文化審議会文化財分科会企画調査会（第9回）

1. 日 時 令和4年7月27日（水）10:00～11:15
2. 場 所 文部科学省3階 3F1特別会議室
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理  
川野邊委員，小林委員（オンライン），野川委員  
山本委員（計7人）  
農林水産省 仙波徹 農産局果樹・茶グループ地域対策官  
林野庁 塚田直子 林政部経営課特用林産対策室長  
井口真輝 国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室長  
経済産業省 塚本裕之 製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室長  
文化庁 奥文化財鑑査官，篠田文化資源活用課長，  
鍋島文化財第一課長，長尾主任文化財調査官，  
綿田主任文化財調査官，山川文化資源活用課課長補佐，  
吉田文化財調査官，佐藤文化財調査官（計8人）
4. 議事等

【根立会長】 それでは、これより文化審議会文化財分科会企画調査会、第9回を開催いたします。

まず、事務局より配付資料と本日の進め方の説明をお願いいたします。

【山川補佐】 会議形式については前回同様、プレスを含む傍聴者はオンライン参加となっております。また大野代理、小林委員もオンライン参加しております。

本日の資料は、議事次第、資料1から7となっております。また、委員のお手元にはこれまでの資料をとじたファイルを用意しております。こちらは今後も追加していきますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。資料の不足があれば、事務局までお

申しつけお願いいたします。

続いて本日の進め方ですけれども、資料2を御覧ください。通し番号でいきますと4ページになります。まず、事務局より本日のヒアリングの趣旨について御説明申し上げた後、3省庁続けて御発表いただくこととしております。最後にまとめて質疑応答、意見交換をお願いいたします。

なお、ヒアリングの後に議題その他として、事務局より報告事項がございますので御承知おきください。

以上となります。

**【根立会長】** それでは、議題1の関係省庁からのヒアリングに移ります。まず、事務局より説明願います。

**【篠田課長】** それでは資料の3を御覧いただきながら御説明と、今回の趣旨について紹介したいと思います。

本日は、文化財の保存に必要な不可欠な原材料につきまして、関係省庁の施策あるいは取組と共通するものについて、それを中心にヒアリングを行いまして情報共有、また意見交換の場となればと思っております。

資料3ですけれども、関係省庁の施策の目的と取組の関係性について図示した資料になります。本日は、経済産業省、農林水産省、林野庁から御担当の方にお越しいただいております。文化財の保存に必要な原材料につきましては、例えば漆ですとか楮など共通する部分もありますが、経済産業省では伝統的工芸品産業の振興の観点から、また農林水産省では農林業、農山村の振興の観点からといったように、それぞれの異なる目的において施策を行っております。

一方で、文化財の保存に必要な原材料の生産について、この図示しておりますように川に例えて川上、川中、川下と例えますと、文化財の保存に必要な原材料の生産については川上、原材料の加工や用具の製造などを川中、文化財として鑑賞したり、また扱ったりする到達点を川下とした場合、例えば漆を例に挙げますと文化財に関するものと伝統工芸品に関するものは一部共通する部分がありまして、文化庁では文化財の保存に必要な原材料の調査研究、生産管理の支援、また後継者の育成等を支援しておる状況がございます。経済産業省では伝統工芸品に関する原材料の調査研究、情報提供等を行っており、農林水産省ではこうした原材料の生産振興ですとか、調査研究を支援する関係がございます。

こうした共通する原材料につきましては、川下では文化庁の政策分野である文化財の修

理でありますとか無形の文化財に影響しますし、また経済産業省の政策分野である伝統工芸品に影響する関係にございます。取組の関係性については枠囲みにまとめましたけれども川下の文化財、伝統的工芸品、日用品等とそれぞれ異なりますが、川上及び川中の原材料でありますとか用具については共通する部分がございます。

また、川下の需給状況が共通する原材料の生産ですとか、また原材料の加工、あるいは用具の製造にも相互に影響している関係性があると考えております。こうしたことを踏まえまして、本日の会議では共通する原材料の観点から、関係省庁における取組について事例を中心に御紹介いただきまして、情報共有でありますとか意見交換を行っていただきたいと考えております。

こうしたことにつきましては、先般の企画調査会の中間整理にもまとめていただきまして、文化財の保存に必要な技術の着実な継承でありますとか、用具、原材料の安定的な確保のためには、文化財分野以外の市場の開拓ですとか活性化といった観点も重要となっております、関係機関との連携により維持充実が図られる側面もあると思っております。

また、この企画調査会については公開して行っておりますけれども、毎回多くの文化財関係者の方に傍聴いただいておりますし、またホームページ等で資料等を閲覧していただいております。各分野の文化財の現場の方でありますとか、文化財に関する原材料の生産者の方、また地方自治体の文化財の担当の方におかれましても、関係省庁の施策でありますとか取組についても知っていただきまして、参考にしたりとか、あるいは活用できるものは活用していただいたりなど連携につながればありがたいと思っております。

各委員の先生方におかれましても関係省庁の施策、取組を聞いていただきまして質疑応答によりまして議論を深めていただくとともに、また文化財の観点からも参考になる点ですとか連携のアイデアなど、ヒアリングの後に御意見等を頂戴できれば幸いですので、本日のヒアリングについてどうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

**【根立会長】** それではヒアリングに移ります。農林水産省の方より御発表をお願いいたします。

**【仙波対策官】** 農林水産省の農産局で地域対策官をしております、仙波と申します。私からは資料の4の通し番号でいうと6ページ目、農林水産省の支援についてということで御説明させていただきたいと思っております。8ページ目、通し番号の8ページ目を御覧ください。

改めてですけれども地域作物の位置づけということで、いぐさとか蚕糸、和紙原料作物、楮、みつまた、トロアオイとか、そうした地域作物というのは古くから地域の伝統文化との関連が深いことはもちろんのこと、農林水産省としての観点でありますけれども、こうした伝統文化を守るために重要であることはもちろんのこと、こうしたものが昔から業として、あるいはビジネスとして受け継がれてきた側面がありまして、今でも地域経済の発展、それから今、農業経営でいうと複合経営の1品目と位置づけることで、農業経営の安定に資するような点において重要な品目だと我々も考えております。

それからこうした作物の一つの特徴として、例えば米とかキャベツとか、そうしたものと全く違って全国でつくられているわけではなくて、この地図に落としてあるとおりにかなり多様な地域でつくられているんですけれども、ある意味で限定的な場所で作られているのが特徴になっていると考えております。支援についてもそうした特色を踏まえて施策をやっていくことが重要だと我々としては考えておりまして、9ページ目ですけれども、一つはそうした業として成り立つような、そして持続的に生産を続けていただくことを支援する観点から、一つの事業として持続的生産強化対策事業のうち、茶・薬用作物等支援対策事業というのがございまして、こちらについて御紹介させていただきたいと思っております。

これは地域作物について、消費者や実需者のニーズに対応した生産、それから産地の規模の拡大とか、持続的な生産体制の構築に向けた担い手の育成とか、そうしたものを推進する事業でありまして、地域の実情に応じた生産体制の強化とか国内外の需要の創出の取組というのを後押しする事業であります。

事業の内容ですけれども、先ほどの産地の状況を踏まえると、オールジャパンで取り組むのはなかなか産地だけでは難しいということで、事業の内容の1番にあるとおり全国的な支援体制の整備ということで、これは公益社団法人とか一般社団法人とか全国的な団体を通じて支援するものですけれども、全国組織による以下の取組を支援ということで、栽培技術研修の実施であるとか、それから需要・消費動向等の調査検討、課題解決のための実証とか、あと需要拡大のためのイベントとか、そうしたものを消費地、東京とか大阪とか、そうしたところで日本全国の人にこの地域作物からできる特産物のすばらしさというのを知っていただくような取組を支援すると。

そのもとで2番ですけれども、各産地の地域における取組の支援ということで生産体制の強化、具体的には新たな栽培技術の導入とか、省力化のための農業機械の導入とか、それから人材の確保、そうしたものについて支援を行うと。それから需要の創出ということ

で、より具体的に実需者と連携して商品開発を行うとか、加工技術を確立するとか、消費者の理解の促進を行うようなイベントを行うとか、そうしたものを支援するような事業になっております。

具体的なイメージを持ってもらうために次のページ、10ページ目ですけれども、これはいぐさ、畳表の事例ですけれども、いぐさは収穫のところから加工にかけては非常に重労働ということで、このような大手機械メーカーとタイアップして、いぐさ専用の収穫機をつくって、それをリース事業によって普及していくような取組、それから国産の畳表のよさというのを大消費地のお客さんと直接向き合う畳店に知ってもらうことが非常に重要だということで、そうした方々を集めてよさを知ってもらうための研修会を行うとか、それからPR冊子などをつくって建築業界などに配布するとか、こういった取組を行っているものであります。

それから11ページ目ですけれども、これは蚕糸ですけれども、ここはあえて絹織物とかそういうものではない事例を載せさせていただきました。絹織物の需要だけではなかなか産地の減少を食い止められないということで、最近新しい遺伝子組替えで超極細のシルクがつかれるとか、あるいは医薬品とかに使えるとか、こういったウィッグなんかに使えるとといった新しい商品開発ができるような技術もできてきております。こうしたものを新たに需要を創出していくということで、それで蚕糸を続けていただいて、翻って織物などの原料確保にも資するようなサイクルも生み出せるのではないかと考えておまして、こうした取組を支援していることを御紹介させていただきます。

それから次のページですけれども、先ほどのモノに着目した産業の支援という観点もあるんですけれども、農林水産省としてもう一つあるのは農山漁村の活性化、地域を元気にする取組という観点もございまして、ここで紹介させていただいているのは農山漁村振興交付金のうち山村活性化支援交付金ということで、これはどちらかというと少しモノに対してコトみたいな観点から支援を行っていくものでありまして、分かりづらいかと思いますので13ページ目の事例、富山県の南砺市の事例をつけさせていただきましたけれども、これは和紙というものに着目して、地域資源というものを生かして外部の人たちを呼び込んで山村を活性化していくのは非常にオーソドックスなやり方ですけれども、ここでは和紙というものをそうしたコンテンツとして取り上げて、まず地域資源の調査、和紙というのが地域資源として重要なものになり得るねという調査を行った上で、人材の育成というのを、和紙すきを実際にやってもらうとか、そういったことで担い手というのを確保する

取組を行い、最終的には下にあるように例えば地域内の宿泊施設とか道の駅、こうしたところで商品開発をして販売していく、あるいはインバウンドの需要に向けて旅行者に読んでもらえるような外国語版のパンフレットをつくって和紙というものをPRして、それで町に人を呼び込んで活性化すると、こうした取組というのをこういう切り口での活動というのも農林水産省としては支援しているところであります。

それから次の14ページ目ですけれども、冒頭に申し上げたとおり、なかなか全国でつくられるような作物には残念ながらないということなので、米とか野菜とかだと各県内の支所に農業改良普及センターという組織があって、そこが技術指導であるとか、そういうことを濃密にやる体制というのが整っているわけですけれども、なかなかこうした地域限定のものとなるとそういう組織的な対応もできないということで、これは全国の日本特産農産物協会というところが、団体があるんですけども、そこに補助事業ということで国の支援をしまして、ここにそういった技術の専門家とか商品開発の専門家、そうした者を登録しておきまして、各産地に派遣して指導を行うようなことを行っている事業であります。

図の真ん中にありますけれども、文化財の保存と関係の深いマイスターということで、いぐさ・豊表で7名、トロロアオイで1名、それから養蚕で1名、それから染織、養蚕の関係ですけどそれで1名ということで登録されておきまして、15ページ目ですけれども派遣事例ということで、養蚕農家がかなり減ったところに地域特産物マイスターを派遣して、指導を行って地域養蚕の復興を図るような取組というも行われているところであります。

私からの説明は以上になります。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。それでは続いて、林野庁の方より御発表をお願いいたします。

**【塚田室長】** おはようございます。それでは林野庁の説明を始めさせていただきます。まず、漆の生産状況についてということで私、林野庁特用林産対策室でキノコ、竹炭、漆など木材以外の林産物を担当しております、塚田と申します。よろしく願いいたします。

資料は17ページから御覧いただきたいと思えます。めくっていただきまして18ページ、まず漆の国内生産や消費の動向について御説明させていただきます。漆は漆の木の樹液、正確に申しますと樹液と樹脂の混ざったものを採取して精製したものでして、我が国では古来、建築物の塗装や接着、それから工芸品の塗装等に使われてきております。

植物としての漆は、北海道から九州まで幅広く日本国内に分布しておりますけれども、

漆器等をつくるための生漆を生産している産地については限定されてきております。主要な産地といたしましては、岩手県の二戸市ですとか、茨城県の大子町などとなっております。次のページを一旦見ていただきまして、19ページに主な産地とそれぞれの生産量の過去5年間の推移を示してございます。一番多いのがもう圧倒的に岩手県でして、2番目が茨城、そして栃木県、茨城と栃木はもうかなり近接してしまっていて地域的にはほぼ同じ産地という形になっております。そのほかが幾つかございます状況です。最近あちこちでも少しずつ木を植えるような取組が増えてきております。

漆の生産が実際にどのように行われるのかについて、もう1回、元の18ページに戻っていただきまして簡単に御説明いたします。漆の木を植えまして、大体15年から20年ぐらい育てまして、その漆の木から通常は採取する年の1年間だけ、夏の間半年間だけ漆を採取いたします、漆かきという作業になります。1回だけ採取いたしましたら、採取した後にはその年に伐採しまして、また次の世代を育てるための植林を行います。20年育てた一本の木から採取できる漆の量は、僅かコップ1杯ほどということになります。

こういったことで、非常に漆の生産がだんだん減ってきておりまして、下の図の左、赤のグラフで示したほうを見ていただきますように、国内の消費量は減少傾向でずっと推移してきております。平成20年頃から下げ止まり傾向になっているんですけども、非常にもう消費自体が低迷している状況になっております。

国内の生産量ですけれども、右側の青い棒で示したグラフで国産の漆の生産量の推移を示しております。こちら長期的に減少傾向で推移しておりましたけれども、令和2年の国内の消費量は32.2トン、そのうち6.4%に当たる2.1トンが国内で生産されている状況です。そのほかの部分、大部分はほとんどが中国から輸入された漆で使用されている状況です。

ただ、右側の青のグラフを見ていただきまして、最近の過去数年間を見ていただきますと、国内の生産量が平成27年以降急速に回復しているところが御覧いただけるかと思えます。これにつきまして20ページ以降で御説明させていただきます。

長期的に低迷してきておりました漆の生産量ですけれども、平成27年の2月に文化庁さんから国庫補助事業として実施する国宝重要文化財、その中でも建造物の保存修理に使用する漆については、原則として国産漆を使用する通知を出していただきました。そして平成29年にはそういった保存修理で使用する漆の長期需要の予測調査というのを公表していただきまして、必要となる漆の需要量は年間平均約2.2トンになるであろうということをや

測していただきました。

この長期需要予測と、そして文化財の保存修理に国産漆を使用するという通知をもちまして、非常に漆の産地も活気づきまして今後、国内生産量を拡大するということになってまいりまして、現在、漆の代表的な産地であります岩手県の二戸市で市を挙げての漆の生産量の拡大に取り組み始めた状況になっております。

次のページに二戸市による取組について、簡単に御紹介させていただいております。二戸市は古くから生漆の産地であったんですけれども、後継者の不足等ありまして平成25年にはもう0.6トンまで減少している状況にありました。そこで二戸市が主体となりまして、長期的な漆の造林計画の策定ですとか、それから地元の森林組合との連携による苗木の確保、そして漆かき技術の継承を行うために地域おこし協力隊制度の活用などを行っております。そして文化庁のふるさと文化財の森制度の第1号として浄法寺漆林を設定しまして、漆の次世代の資源の確保にも努めている状況です。さらに、漆の木の植栽や保育の際には林野庁の森林整備事業も活用いたしまして、造林時や森林所有者の負担を軽減する取組も行っております。

次のページで22ページに移りまして、また引き続き二戸市の取組ですけれども、二戸市は岩手県北部森林管理署との間で漆うるわしの森づくり協定、さらに東北森林管理局との間で分収造林契約を提携しまして、国有林との連携というのも行っております。またさらに民間企業と漆の林づくりサポート協定というのを締結しまして、民間企業による植樹イベントというのを積極的に開催したり、そういったイベントに地元の小学生を招いたりして世代を超えて地域で漆文化を醸成していきましょうという取組を行っております。

さらに滴生舎という情報発信施設、この3つの写真のうち一番右側の写真になるんですけども、こういった漆の情報発信のための施設をつくりまして、こちらで漆器の生産、販売、研修やイベント等を行うことによって漆の文化を醸成、発信しています。この写真の手前が大体、漆の漆器の販売店になっているんですけど奥に工房もございまして、一連で生産している状況ですとか、生産した漆器を見たりできるようになっております。

こうした二戸市のような取組に続きまして、各地で最近、漆の木を植えて地域の漆の工芸における国産漆を復活させていこうという取組が増えてきております。そういったこともありまして、最近農地ですとか林地とかで漆を植林できないかという問合せも増えてきておりまして、そういったお問合せにも対応していきたいということで、私どもで農業部局と連携しまして、23ページにありますように、漆等の特用樹の造林に関する手続と支援

策という1枚紙もまとめてございます。漆の木は農地、林地いずれでも植えることができるんですけども、それぞれ手続とか、それから支援策等が異なりますので、全体が一覧できるようにということで作成しております。下に示しております支援策の1から5につきましては、この次のページからそれぞれの事業を紹介した資料をつけてございます。時間の関係で個々の事業についての御説明は割愛させていただきます。

私から漆に関する説明は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

【井口室長】 林野庁の井口でございます。続いて私から、国有林野事業における取組を御紹介いたします。

31ページを御覧ください。まず、最初に国有林野について簡単に説明をさせていただきます。国有林野のほとんどは林野庁が所管をしております、我が国の森林の3割を占めております。その多くは奥地や水源地域に分布しております、国土保全、水源涵養、生物多様性の保全などの面で重要な役割を果たしております。

32ページを御覧ください。今、申し上げた国有林野の立地や森林資源の状況などを踏まえ、林野庁ではここに示しました3つの観点、すなわち公益重視、森林林業の再生、それから国民の森林という3つの観点から管理、経営に取り組んでいるところでございます。

次の33ページを御覧ください。本日これから御紹介する檜皮の森の事例は、先ほど申し上げた国民の森林の観点からの取組となります。林野庁では自ら森づくりを体験したい、森づくりを通じて社会貢献をしたいなどのニーズに応えるため、民間団体や企業などが国有林を利用できる仕組みを定めて、こうした方々の活動フィールドとして国有林を御利用いただいている状況にあります。

活動の種類によって、ここに示してありますように6種類の区分を設けております。文化財に関わるものとしては、3番目に記載の木の文化を支える森になります。いずれも自主的な活動である点が共通しております、本質的に大きな違いはありません。今現在、全国で572か所が設定されているところでございます。

次の34ページを御覧ください。こうした活動の実施主体としては、ここに書いてありますように民間団体、学校、会社など幅広い方々を想定しております。こうした方々が国有林で活動するための主な要件としましては、まずは特定の者の利益に資するものとはならない、地元の森林管理署長と協定を締結、さらに活動経費は実施主体が負担、それから立木竹の所有権などの権利は有しないというものであります。こういった幾つかの要件を御

了解いただければ、活動フィールドとして国有林野を無償で使用できることとなります。

35ページを御覧ください。次に、木の文化を支える森について見ていきます。この国民参加の森づくりのうち、木の文化を支える森は木の文化の継承に貢献したいという団体などが、例えば歴史的木造建築物の修理だとか、特定の樹種に依存している工芸品などの資材を将来にわたって確保できるよう、森林の整備や保全活動などを行う場所として国有林のフィールドを提供するものであります。実施主体については長期の取組になることが想定されますので、原則として市町村などが参画する形としています。現在どれぐらいあるかといいますと、右の地図で示してあるように全国で24か所、約1,600ヘクタールが設定をされております。

36ページを御覧ください。最後に、実際に協定を締結した事例を御紹介いたします。長野県の木曾森林管理署南木曾支署では平成14年、檜皮ぶきの業者の業界団体と協定を締結しまして、檜皮の森、71ヘクタールを設定しております。この団体によって檜皮採取者の研修、それから研修の場を維持するための森林整備や歩道整備などが行われております。こういった活動は毎年実施されておまして、昨年度は新型コロナの影響によりやや少なかったものの、研修には毎年15人から20人程度の技術者が参加をしている状況でございます。また、このほか地元の小学生などを対象に檜皮採取の見学会なども行われています。

私からは以上でございます。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。それでは、最後に経済産業省の方より御発表をお願いいたします。

**【塚本室長】** 経済産業省の伝統的工芸品産業室の塚本と申します。私からは伝統的工芸品産業の振興に関する、当省の取組等についての御説明をさせていただきたいと思っております。

38ページをお願いいたします。伝統的工芸品でございますけれども、こちらはいろいろな伝統工芸品がございますが、その中で国によって指定をしている工芸品ということでございまして、伝統的工芸品産業の振興に関する法律という法律がございまして、この法律に基づいて当省の大臣が指定をしている工芸品ということでございます。

指定の要件がこの法律で定められてございまして、中ほどの指定の要件という5つの要件が満たされることによって指定をされるということになりますけれども、1つ目が日常生活の用に供されるものであること、2つ目には主要な部分が手工業的であること、3つ目には伝統的な技術技法により製造されるものであること、それから4点目として、原材

料でございますけれども、伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられること、5つ目には一定の地域において少なくない者が製造または製造に従事していることが要件となってございまして、現在この指定を受けている品目につきましては全国で237品目になってございます。

次の39ページと40ページに、それぞれ指定を受けている産品を並べさせていただいてございますけれども、北は北海道から南は沖縄まで各県に指定を受けている産品がございます。この中で数が多いところで申しますと東京ですとか、あるいは新潟、それから石川、愛知、それから京都、それから沖縄といったところが、多く二桁の指定を受けてございます。

次に41ページでございますけれども、伝統的工芸品産業の現状でございます。左側のグラフを見ていただきますと、生産額はピークに比べますとかなり落ち込んでございますが、ここのところはまだ引き続き落ちている状況にはございますけれども、ほぼ横ばいのような状況、従業員数はなだらかな形でございますけれども徐々に減ってきている状況でございます。

右側の伝統工芸士の資格を持っておられる方々の人数の推移でございますけれども、こちらにつきましては現役の職人数という折れ線グラフはかなり減少してきている状況にございますけれども、そうした中でも女性の割合が、この棒グラフを御覧いただきますと増えてきている状況にございます。

次に、42ページをお願いいたします。コロナの影響ということで、これは1月の時点でございますので、また最近状況は変わってきているかと思っておりますけれども、1月の時点ではコロナの影響はかなりあるということで、特に各伝統的工芸品は観光とも密接な関係がございますので、人の移動がなくなって観光客が減ってくることによりましての売上の減少等々というところがかなり影響しているのかと思っております。

一時期、第6波の後にコロナが少し収まりつつございましたけれども、そのとき人の動きがまた戻ってまいりましたので、そこで多少なりとも売上が、コロナ前にまでは戻りませんけれども、ひどい時期に比べれば多少戻ってきた状況にございますが、この第7波でまたどうなるのかというところは少し注視をしておく必要があるかと思っております。

また、他方でこのコロナによりましてECを活発にやられている産地もございまして、ECでの販売がかなり好調であるような産地も出てきているという、売り方の面で多少そういった変わってきている面も出てきているのが現状でございます。

では43ページから、こうした状況を踏まえまして当省における支援の施策についての御説明をさせていただきます。我々の持っております補助金が2本立てになっておりまして、伝統的工芸品産業支援補助金というものと、伝統的工芸品産業振興補助金という2つの補助金がございます、総額でおよそ11億円の規模になってございます。

まず、最初に伝統的工芸品産業支援補助金の御説明をさせていただきますけれども、こちらの補助金につきましては産地の組合、先ほど、伝統的工芸品の指定を受けている産地になりますけれども、そちらの産地が指定を受けた後に伝産法の規定による事業計画を策定いただきまして、その事業計画に基づいてこちらの補助金を受けていただくことになってございます。補助上限2,000万円で、状況によりましては2分の1の場合もございますが、3分の2を補助させていただくものとなっております。

事業といたしましては後継者育成のための研修等々に係る費用ですとか、あるいは伝承する技術を保存するための記録保存に関する事業ですとか、あるいは需要開拓とか、あとデザインに関する事業といったものもございます。それから原材料に関しても、原材料そのものの直接の購入はこの補助金では対象になりませんが、原材料の、こういった分布の状況になっているとか、あと今後の状況をどうしていくのかとか、あるいは代替材料とかをどうしていくのかとか、そういう調査にかかるお金というものをここから御活用いただくことも可能でございまして、そういった内容となっております。

具体的には44ページを御覧いただきますと、こちらで御活用いただいている事例を幾つか挙げさせていただいておりますけれども、新商品開発の左上の新商品開発の例ですと、こちらはコロナで、家で巣ごもり需要を踏まえているいろいろ家の中で使えるようなデザインを考えておられる、これもこうした補助金でそうした開発に係る経費なども御活用いただいております。また、左下のところでは販路開拓ということで、展示会への出展などについての費用について、この補助金で御活用いただいている事例です。それから右の上では後継者育成の事例でございまして、こうしたワークショップ的なものを開催するための費用を御活用いただいている事例でございまして。

最後右下のところは原材料確保に係る事業でございまして、木材の関係の検証の事業に御活用いただいている事例でございまして、今、令和4年度の採択事業は案件としては97件ございまして、非常に幅広く、特に先ほどの御説明で申し上げましたとおり、後継者の育成とか、あと原材料確保とか、それからあと販路開拓といったところが伝統的工芸品各産地の共通の大きな課題となっておりますので、そうした課題に対する事業としての御

活用というものが多くなってございます。

それから次に、45ページをお願いいたします。こちらは伝統的工芸品産業振興補助金でございまして、こちらは一般財団法人の伝統的工芸品産業振興協会という協会がございまして、こちらの協会も先ほどの法律に基づいて設立されている団体でございましてけれども、こちらの協会が伝統的工芸品の振興についての各種事業を行うための費用を、この補助金を協会に交付いたしまして、協会で各種事業を行っているものでございます。

具体的にはこちらの右側に掲げさせていただいておりますけれども、上側では国内外でのPRということで、フランスと、あと中国において常設のショールームを設けておりましてそちらに関する費用ですとか、あと毎年全国大会というものを各県で開催してございますが、そのイベントの費用などにも活用しております。全国大会については、今年は11月に秋田県で開催をする予定でございまして。

それからその下のコンサルタント産地支援事業というのは、先ほども御説明いたしました支援補助金をより効率的に御活用いただくためにコンサルタントを派遣いたしまして、協会も一緒になって、どういった課題があってどういう解決をしていくのが良いのか、そのためにはどういった補助金の使い方が良いのかというところを、産地と一緒に考えてさせていただいて、翌年度以降、先ほどの支援補助金の活用につなげていく取組を、昨年度から始めたところでございます。こうした取組によりまして、より産地の問題にダイレクトに支援補助金を使っていただけるような取組になるようにしているところでございます。

次の46ページを御覧いただければと思います。こちら先ほどの協会事業のその他のものを列挙させていただいておりますけれども、下の左側で伝統工芸青山スクエアでございまして、こちらはコロナ前にはかなりの来場者がございまして、特に海外からの方もいらっしゃっておりまして、伝統的工芸品の魅力の発信というところはかなり寄与してございましたが、今コロナ禍でございまして若干入場者数も減ってきてございますが、またコロナ後に向けて、展示の在り方等も含めて協会でもいろいろ検討しているところでございます。

それからその下では国内の販売展示会ということで、百貨店において伝統工芸士の方々が作った商品、展示販売をしたり、あるいは実際に伝統工芸士の方がそちらで実演をされることによって伝統工芸品の魅力を伝えるようなイベントを毎年開催しておりまして、そ

ちらについて協会が事業を行っているということでございます。

それから右側におきましては各種いろいろな展示、先ほど申し上げた中国とかフランスでの出店をつくって、そちらでのPR活動なども行なっておりますけれども、一番下のポツで伝統的工芸品ダイジェスト映像、TEWAZAというものがございまして、こちらが3分から5分ぐらいの短い映像ですけれども、伝統工芸士の方が実際に製造されているところを映像で撮りまして、それをYouTubeにおきまして公開をさせていただいております。これは国内外からかなり多くのアクセスをいただいております、魅力の発信に寄与しているような映像になってございます。

それから、次の47ページからは少し原材料についてのお話についての御説明をさせていただきたいと思っております。各産地の組合につきまして、最近ではコロナですとか、あるいはウクライナ情勢などもございまして、各産地に対しまして伝産協会からアンケート調査をさせていただいた結果でございます。品目ごとにそれぞれ書かせていただいておりますけれども、織物の関係でございますと養蚕に関わる事業者数減少ですとか、生産数の減少でなかなか手に入りづらいようなこと、あと海外からの輸入の関係は円安の影響などがあるとか、そういったところが述べられてございますし、漆器の関係ですと漆器を塗る元となる部分の木材についてはウッドショックの関係での影響があったりとか、あと漆の関係でもかなり価格の面ですとか、あとは漆器に施す金の金粉の金価格もかなり上昇しておりますのでそういったところの影響なども述べられてございます。

それから陶磁器につきましても、釉薬とかで使う鉱物、陶土も含めてですが、陶土は現地で購入ということになりますけれども、その釉薬とかで使う鉱物などは海外からの輸入とかもございましてかなりの影響も出ていることと、あと各陶磁器産地共通でございますけれども、かなり陶土をこれまで掘ってきてございますので、だんだんと陶土自体が枯渇をし始めていることとか、あとはその土の品質が落ちてきているような課題も挙げられてございます。

それから仏壇につきましては漆、それから金具の面での金とかいうものも使いますので、そういった先ほど申し上げました漆器ですとか陶磁器、織物の関係と同じような課題が挙げられているということでございます。そして、こうした値上がりの部分について、なかなか販売価格、製品価格へ転嫁ができないようなお悩みも抱えておられるというのもお聞きしております。

それから、次に48ページを御覧ください。先ほど申し上げました支援補助金におきまし

でも、原材料確保の対策事業として各種事業に取り組みましてございますけれども、こちらに記載させていただいている2つの事例につきましては、産地の組合が独自に取組を実施されている事例でございまして、上側の取組が沖縄の三線の関係でございまして、こちらはくるちという樹木を、三線をつくる際に使うようではありますが、もうほとんど沖縄ではこのくるちがもう採れなくなっております、今はもうフィリピン産を使っているような状況になってございまして、それについて現地の組合などが2003年からくるちを育てようという取組をされてございまして、これは現在までも続いて、一旦2003年から3年間、現地の組合とかでやられておりましたけれども、2012年以降改めてまた現在までまだ続けてこの取組をされているということでございます。

それから下の事例は笠間焼でございますけれども、こちらは陶土の問題でございますけれども、陶土がだんだん減ってきているような状況もございまして、地質ですとか、あといろいろな現地の有識者等々、現地の地元の原料に詳しい業者ですとか有識者からいろいろな聞き取りなども実施いたしまして、今後の対応をどうしていくのかを検討していくような取組をされているということでございます。

それから49ページをお願いいたします。最後になりますけれども、うるし振興研究会というものを、これは伝産協会を事務局といたしまして我々も参画して開催をしたものでございまして、この事の発端は若狭の塗り箸の製造をされている業者の方が、漆には抗菌性があることを調べられて、そういったものがあることが分かったというお話がございまして、もうちょっときちっとした、全体としてそういったものを調べたりとかできないかという御依頼があって、協会を主体としてうるし振興研究会というものを立ち上げて、各産地もその研究会に御参加をいただいて研究をしたということでございます。

この中で漆の抗菌性、抗ウイルス性についての効果も実際に検証いたしまして、その検証の結果、抗菌抗ウイルス性の効果があることが分かりました。こうしたことの結果を踏まえまして、今後はこの漆製品は抗菌・抗ウイルス性があるのだということPRしていこうということになってございまして、こうしたしっかりしたPRをすることによって漆製品の安全性とか、またその高い抗菌抗ウイルス性についてのPRを行って、広くまた御購入いただいて、御活用いただいて産業の振興につなげていこうという取組でございまして、こういった取組もやっておりますということも御紹介をさせていただければと思います。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。皆さん、さすがに慣れていらっしゃるっ

て、短時間で明確な御発表いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、各委員より感想を含めて御発言をお願いいたします。どなたでも結構ですけれども、時間も限られていますので川野邊さん、原材料の調査もされていますので何かございますか。

**【川野邊委員】** はい。御発表ありがとうございました。ほかの省庁でいろいろなことをなさっていて、大事にしている部分というのは少しずつ違うと思うんですけども、一緒にやれるところがありそうな気がして大変明るい気持ちになりました。

具体的なお聞きしたいのは、林野庁の方にお聞きしたいんですけども、文化財でもちろん様々な木を使うわけですけれども、ほかに竹も使うんですね。それで竹の林が今、比較的荒れているところが多いと思うんですけども、それと文化財で材料として使うときに固い竹を使うというのがよくあって、硬い竹というのは、もう釈迦に説法ですけど貧栄養のところでは採れなくて、その場所がどんどん今、減っていて、なかなか竹が手に入らないことがあって、そういう竹の育成について林野庁として何か組織立って対策しているところがあればお教えいただきたいと思うんですけども。

**【根立会長】** どうぞ。

**【塚田室長】** 御質問いただきましてありがとうございます。竹につきましても林野庁で所管しておりまして、2つ側面がありまして、一つには竹がどうしても勝手に広がってしまいまして、今、放置竹林問題とも言われたりしておりますように住宅地や農地に勝手に入り込んでしまったり、手を入れないことで過密化してしまって、中にも人が入れないぐらいぎっしりと過密になってしまうような問題が発生しておりまして、そういう問題に対応していく、竹を適切に管理して、あるいは場合によっては駆除していく活動と。

それから私どもの特用林産対策室では竹を原材料として使った伝統工芸品ですとか建築物、近年では土木なんかにも使われているんですけども、そういった活用を担当しております。今、御質問いただきました、竹の資源としての活用につきましては私どもの担当になってくるんですけども、かなり竹も用途によってどういった竹が必要なのかというのは相当細分化されておりまして、生産者も相当それぞれについて、少数の生産者さんが各地で細々と生産を続けている現状にあると聞いております。

ただ、そういったものに関してはかなり使用量も少ないので、あまり直接的にすごく減ってきている話も私どもに届いてはいないんですけども、そういった取組についても支援できるような形で私どもで支援制度というのはございます。

【根立会長】 よろしいですか。

【川野邊委員】 はい、ありがとうございました。竹林の管理というのは、直接支援制度というのはあるんですか。

【塚田室長】 はい。竹林の管理につきましては、さきに申し上げた竹林そのものを駆除していくですとか、森林の中に入ってしまった場合に、その森林を守るために竹を取り除くものに対する支援は森林整備事業で行っておりますし、それから竹林そのものをきれいにしていくような、あるいはそれを資源として使えるように整えていく、そういうことに関しましても幾つか使える事業がございます。

例えばNPO法人ですとか、それから地域の方々が竹林を自分たちできれいに整えていくような事業に関しましては、今お配りした資料の中でも幾つか御紹介しているんですけども、森林・山村多面的機能発揮対策という事業がございます、お配りした資料の通し番号ですと何ページか、29ページにあります。森林・山村多面的機能発揮対策ですけども、こちらは地域住民ですとか、NPO等とかで構成する組織が、里山等の整備をする際の支援というのができるようになっておりまして、定額で例えば伐採するために必要な、ある程度器具ですとか機材ですとか、それから活動費用について支援が行われるものになっております。結構数多くの竹林の整備に全国的に使われております。

【川野邊委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 それでは、ほかに。大野先生、建造物の関係のことでもいろいろ漆の問題とか出ていましたけれども、いかがでしょうか。

【大野代理】 ありがとうございます。それぞれの方々の大変真摯な取組、大変ありがとうございました。全体でお聞きしたいんですけども、それぞれ発表の中にも広報というか、情報発信の重要性というのが取り上げられていたと思うのですが、その情報発信の先というのは主にどのような層の方をメインに、どういったところに力点を置いて伝えようとしているのかと、発信される情報そのものというのをどの程度、何というんでしょうか、情報の正確性みたいなものを意識して発信をされているのかをお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

【根立会長】 これは、そうですね。

【仙波対策官】 後段の情報の、よく聞こえなかったです。正確性っておっしゃいましたか。

【大野代理】 そうですね。情報の内容というのは、ある程度共通理解のもとで発信を

されているのではないかと思うんですけど、その辺の取組というのがあったら教えてほしいのですが。

**【仙波対策官】** 正確に答えられるか、あれですけども、まず情報発信の対象ですけども、これは各事業を行う団体ごとに濃淡はあるんですけども、総じてということだと、各品目、伝統作物の場合は需要が減ってきているのが根本的に課題として捉えられていることが根底にあると思ひまして、皆さん具体的には需要を盛り上げる意味では、特に若い人たちがもう畳のにおいとかも分からなくなっているとか、そういうような話を聞くと、非常に先が不安であるようなことが共通で結構あるようでして、若い人たち、あるいはもっと言うと子供たちですね。学校の授業でとか、そういうことも含めて情報発信の対象として重点を置いているような、総じていうと感触を持っています。

それから情報の正確性という意味では、これも一つのキーワードだと思いますけれども、もう一つの課題として外国産との競合ということもあります。そういう意味では国産のよさ、国産の品質のよさ、あるいは国産のものにこの生産者の人たちがどういう思いを込めてつくっているか、正確性という点について、まさにそれを伝えるのは、実際にやっている人たちですので、これまで受け継がれてきた知識伝統も含めて情報発信がされていると我々としては受け止めております。

お答えになっているか、あれですけど以上です。

**【大野代理】** 林野庁の方も、経産省の方もお聞きしたいんですけども。

**【塚田室長】** はい、林野庁です。情報発信、私どもの場合ですと比較的、物をつくるのに長い年月がかかります。その原材料となる漆の木にしても、あるいは桐ですとか、そういった樹木につきましても非常に年月がかかることもありまして、もちろん今、御説明したような需要が減ってきていることに対して、実需者ですとか、それから消費者に対するPRというのも重要ですけども、一方で産地で資源をきちんと守り育てていくために、産地でどういった取組ができるのかということについて情報発信する必要があると考えておりまして、そういったこともあって先ほど御説明いたしましたように、例えば漆ですとか、そういった特用樹を産地で植える際に植えたり、それを何年月をかけて管理していくために必要な制度としてはこんなものがありますよとか、そういったことについてのPRも行っております。

**【大野代理】** ありがとうございます。

**【井口室長】** 林野庁の国有林野部局におきましては、出先機関が全国に約100か所ござ

いますので、当然、ホームページや白書などで情報発信するんですけども、そういった出先機関が地元の市町村、NPO、学校等と定期的、あるいは定期でないものを含め、いろんな形での情報交換の場がありますので、そういった場を通じて国有林を使ってみたいというようなニーズがあれば、対応、相談に乗るようなことをしております。

以上です。

【大野代理】 ありがとうございます。

【塚本室長】 経済産業省でございます。我々は伝統的工芸品を産業として振興していく観点でございますので、国内外幅広く情報発信をしていくことが大事であると考えてございますけれども、各産地におきましてそれぞれ、先ほどもお示ししたとおり伝統的工芸品、非常に分野も幅広くございますし、それぞれの産地において特徴がございますので、産地がそれぞれにおきましてどういったところをターゲットにしていくのかを真剣に考えていただいて、情報発信、またそれを国、またその先ほどの伝産協会がサポートして情報発信をしていくことが非常に大事ではないかと思っております。また、先ほど申し上げましたとおり、日常生活の用に供されるものであるところが、昨今ライフスタイルがどんどん変わってきてございますので、そうした中でどういった発信をしていくことがいいのか、モノからコトの消費に変わっていくというのがございますので、そうしたところを踏まえた発信が必要ではないかと考えてございます。

また、情報の信頼性という意味では国、伝産協会も一緒になって情報共有していくということになってございますので、我々もしっかりとその辺は見ていきたいと思っておりますし、先ほどの資料38ページを御覧いただきますと伝統マークというマークがございまして、伝統的工芸品に指定されている産品につきましては、この伝統マークというものを付けていただくことになってございまして、品物の品質、製造工程とかを含め、またその品質の信頼性というものはこうしたマークを含めてアピールをしていくことになってございます。

私からは以上でございます。

【大野代理】 どうも貴重なお話、ありがとうございました。

私からは以上です。

【根立会長】 ほかにいらっしゃいませんか。

【野川委員】 すみません、お願いします。野川です。

【根立会長】 はい、どうぞ。

【野川委員】 とても興味深い御発表、ありがとうございました。先ほど川野邊先生も

おっしゃられたように、この会議でいろいろ問題になっていることを一緒に取り組んでいけるところがあるように思いました。

私が伺いたいことは2つあります。1つ目は、農林水産省に関係するのか、林野庁に関係するのか、私は判断がつかないのですけれども、私は伝統芸能を専門にしておりますのでその立場から申し上げますと、例えばその森林の管理の中で出てきた間伐材ですね。例えば太鼓にケヤキの間伐材を使うとか、あるいは竹に関しても真竹で何か採ったものを使うとか、そういう間伐材に関する活用の制度とか、支援といったようなものがあるのかどうかというのが1点目です。

それから2点目は、経済産業省の伝統的工芸品に関してですけれども、この中で伝統芸能に関係する、楽器に関係するものというのは2つありまして、福山琴と、それから三線です。三線については先ほど御発表の中で、フィリピンのクルチが主になっているというお話がありました。尺八に関しても今、中国で生産する尺八がほとんど市場を占めるような状況になっております。そういうことを考えますと、尺八も伝統的工芸品として認めていただくことから何か支援が生まれないかと思っています。ただ問題として、特定の地域の竹の工芸品に限定することが難しい、そういう場合にどういう方法、支援を受ける道があるのかを教えていただきたいと思いました。

以上です。

【根立会長】       どうぞ。

【塚田室長】       御質問ありがとうございます。今、楽器の原材料ということで御質問いただいたんですけれども、例えば太鼓の胴が大体ケヤキでできているかと思うんですけれども、そういったものに間伐材を使えないかということになりますか。

【野川委員】       実は間伐材を使って太鼓をつくっていきこうという動きが始まっています。ですが、それは個人レベル、個人というか個人の業者レベルで始まっている状況です。楽器に限らず間伐材の利用に関する制度、あるいは支援のようなものがあれば、そこに個人の人が始めた企画も組み込んでいけるのではないかと、思いましたので伺いました。

【井口室長】       私から今、分かる範囲でお答えをさせていただきます。間伐材の有効利用という御質問だと受け止めました。

現実実態として、流通の段階においては主伐材なのか間伐材なのかは区別されずに流通をしており、木材の加工の段階まで流通過程で至ってしまったものでは区別がつかないので、現状では間伐材に限定した支援というのはいないし、またそういったものをつくらうと

思っても相当無理があるのではないかと思います。

実際、林野庁がやっておりますのは、森林と林業、木材産業までが所掌の範囲になっておりますので、間伐をするという行為に対しては支援をしているし、あるいは林業者、木材産業者への支援、例えば製材工場へ支援するというのはあるんですけども、楽器の加工業というところになると所掌からいってなかなか厳しいのかなという気がしております。以上です。

【野川委員】 ありがとうございます。そうすると流通の段階で何かつながりを持っていくことが、可能性としてはあるという理解でよろしいでしょうか。

【井口室長】 いや、間伐材だけにあまりこだわってしまうと、そこをターゲットにした支援というのはあまり現実的ではないのかということでございます。

【野川委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 どうぞ、経産省。

【塚本室長】 経済産業省でございます。尺八の指定についての御質問ということでございます。指定につきましては必ずしも一つの県でとどまるということではなく、先ほどの一覧表を見ていただきますと、他の都道府県と重複しているようなものもございまして、例えば東京でつくられている江戸木目込人形なんかは埼玉県でもつくられたりする場合がありますので、県をまたいで産地として形成されているような場合におきましても、この指定を受けられる。先ほどの5つの条件をクリアしていただければ指定を認められる可能性があることになってございますので、尺八の業界、産業の実態というのは、私、今把握してないので何とも申し上げられませんが、そうしたある程度固まりとして産業として成り立っておられて、あと産地の組合なども存在しているようなことがあるのであれば、その辺は可能性としてはあるのかとは考えてございます。

【野川委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 どうぞ。

【仙波対策官】 今、間伐材の議論を聞いていて思ったんですけども、政策の主目的でやっていないところで、思わぬところで文化財とつながることも、メインの政策の副産物として出てくるようなものというのもあるなというのを思い出したので紹介しておくと、農業の関係でいうと、林業もそうですけれども今、野生鳥獣が増えてものすごく農産物被害、林業被害がひどくなっていることがあります。

これは補助金なんかも100億円単位でつけて、イノシシ、シカには申し訳ないですけど

も駆除ということもやっております。そんな中でシカとかイノシシを駆除して、言ってみれば焼いたり埋めたりするだけでは申し訳ないということで食肉、ジビエとしての利用を進めているんですけれども、そうした中で一つ出てきたことを思い出しまして。

というのは処理加工施設というか、肉をつくる業者にとっては、その後に出てくる皮というのは副産物になってしまうので、廃棄物になってしまうので、お金をかけて産業廃棄物として処理しなくてはいけないことがあるのですが、これが経営上の課題になっていたんですが、奈良県の五條市ですけれども、このシカの皮から膠をつくりまして、それを奈良とか京都とかの文化財の補修に使ってもらうような取組をやっているというのを聞いたことがあります。

農林水産省の施策としては、さっき言った駆除に補助金をつけるとか、あるいはジビエの肉の商品開発を行うとか、そういったことに対して直接的には支援しているわけですが、そうしたものから出てきた、副次的に偶然出てきたような形の皮から膠を使うということで、文化財にもつながっているということもあるので、こういった面でいうと何か連携というのものもあるのかと思いましたので、紹介させていただきました。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。今の膠みたいなの、山本さん、何か。

**【山本委員】** お話しにあった五條市の団体の取組については聞いております。もともと東京藝大、東京文化財研究所を中心とした「膠文化研究会」という集まりがあり、そこで明治以降のものではない古典的な膠の開発が紹介され、その膠を五條市で活動している方々が駆除される鹿についてもそういう形のをやりたいということで、膠を開発された東文研の宇高研究員の指導を受けて作り始めておられます。

そのことは、まだそんなに広がってはいませんが、文化財関係に紹介されております。

**【根立会長】** どうも。近藤さん、何か今までの話と別のことでも結構ですけれども。

**【近藤代理】** では。まとまらないですけれども、この原材料や用具の確保に関して大きな現在のネックとなっているのは生産量が減っている、減少している、その理由として、例えば技術の後継者がいなくなって、つまり技術者が減っていて原材料も用具も生産量が減少しているような、そういう問題と、それからもう一つの問題は、特に経産省の方の御発表の中でお聞きしていたのは、値段が上がっていて入手がしにくいんだという御意見が相当あったような発表内容とお見受けいたしました。それは、レベルが何か違うんじゃないかと思っています。

取りあえず、気がついたところ、そこまでです。

【根立会長】 何か経産省の方。

【塚本室長】 経産省です。直近では値段が上がって入手しづらいことがございますけれども、御説明の中でも触れさせていただきましたけど、例えば陶磁器の土、陶土ですね。陶土なんかは結構もう山から採って、産地の陶土がなかなか少なくなっている問題ですとか、漆も減ってきている問題がございますけど、あと例えば樺細工という桜の皮を使ったものがございますけれども、そうした桜の皮を採るところが、資源がなかなかなくなっているとか、あとは天然の杉を使っているような木工細工なんかもございますけれども、そうしたところもなかなか天然の杉というのは入手しづらくなっていて、植林の杉だとなかなか、私も技術的な細かいところはよく分からないですが、年輪の関係で曲げたりとかするときには何か割れてしまったりとかして、天然の杉がいいんだとかいうお話もあったりとか、そういった意味で原材料自体の入手もなかなか難しくなって、もともと使っている原材料、使っているものが入手しづらくなっているところもございますし、直近で申し上げるとさっき申し上げたような値上がりをしているようなところでの問題があるというのもお聞きしているのもございますので、直近ではそういった今、御指摘のとおり、直近での問題と、あと長期的に中長期的に見たところの問題という2つの問題を抱えているものがあると思っております。

以上です。

【根立会長】 よろしいですか。最後になって申し訳ないですけども小林委員、何かございましたでしょうか。

【小林委員】 皆様、御発表ありがとうございました。本当にいろいろな省庁でいろいろな取組をされていることで、何か少し希望が持てたかという気は確かにしました。

川野邊先生のおっしゃったことと近いところがありますが、これだけいろいろ重なっている部分とか活用可能な部分があって、施策なり事業なりのマッピングを行い、それで文化庁としてほかの省庁でできていないところを、もう1回洗い出す必要もあるのではないかと改めて思いました。

というのも、例えば文化庁、大したお金はかけていないと思うのですが、という言い方をすると失礼ですけども、例えば国宝に日本産のものを使用することを一つ決めただけでも、もちろんそのための補助事業としての金額は上がるのかもしれませんが、生産地でつくってもらえるようになることになるのであれば、それはすごく大きい。何というか、事業の促進の原動力になるということがわかりました。どこでどういう役割をそれ

ぞれ省庁がするといいいのかを、もう一回確認をしてみたいと思っところがあります。

先ほどジビエの問題の話も本当にそうで、何かいろいろなものを循環して使っていくことが当然になっていく世の中で、もう一度その辺りを見直せないかということ考えたということです。これはもう単純な質問でお聞きしたいことがあるのですけれども、まず漆の採り方は全く知らなかったので大変驚きましたが、その漆は漆を取った後に伐採してしまっ、その伐採した木というのはどうなるのでしょうかというのが一つの質問です。

それからもう一つ、経産省の方にお聞きしたいのは伝産品の指定ですけれども、これは今まで取り消されたことがあるのか、ないのか、ひたすら増え続けているだけでしょうかというところをお聞きしたいです。

以上です。

【根立会長】 それでは今の質問の順番どおりに、最初に林野庁からどうぞ。

【塚田室長】 漆についての御質問ありがとうございます。漆を切った後、伐採した木がどうなるのかということですね。これは非常に難しい問題になっておまして、実は漆の木、御承知のとおり漆の液が非常に強いアレルギー反応を起こすことがありまして、漆かぶれですね。そういうものが起きるものですから、漆かきをして切った後の、まだ切っ間もない頃の漆の木というのは、その木自体も幹自体もかぶれる原因になるものですから、それはすぐ例えば木材に加工して建築に使うような形では使えないものになります。何年か寝かしてよく乾かしてということ、処理をした上では使えないことはないですけれども、実際はほとんどが燃料として使われている実態にあります。

ただ最近もう少し高付加価値なことができないかということで、漆の木の皮の部分を使いますと非常に鮮やかな黄色い染料が採れるということで、その染料を使った漆染めといったものに、染色に取り組んでいらっしゃる方がいるとは聞いております。

そういった形で、何とか少しでも付加価値のあるものをつくれないうことに取り組んでおりますし、あと例えば木地として使うということも、漆の漆器の芯の部分、木地として使うことができないかといった研究も行われていると聞いております。

【塚本室長】 経済産業省でございます。指定についての御質問をいただきました。これまでに指定を取消した事例はございません。毎年指定をされている案件がございますけれども、取り消したのは今までございません。

以上です。

【小林委員】 すいません、もう一つだけいいですか。

【根立会長】 はい。

【小林委員】 経産省の方の件ですけれども、それはそれぞれの組合なり、団体があって、毎年状況を報告するという事になっているのでしょうか。つまり産業的に成り立っているかとか、衰退して困っているとか、そういうことを何か指定とともに報告を受けるような形にはなっているかということです。

【塚本室長】 経済産業省です。特に国に対し、我々に対して何か報告を受けるような仕組みにはなってございません。ただ、先ほど御説明しました伝産協会という協会がございますけれども、協会では各産地の状況について毎年度、状況把握をしてございまして、産地ごとにカルテのようなものをつくってございます。各産地の職人の採用の状況とか、売上はなかなか難しいですけれども、産地の取組状況などは協会でも把握してございまして、その情報は我々も把握できるようになっている状況でございます。

以上です。

【小林委員】 ありがとうございます。

【根立会長】 時間が予定より過ぎていますが、多少延びても構わないようですので、何かほかに御質問等ございませんか。せっかくこの機会ですので。

なければ、どうも関係省庁の方、ありがとうございます。基本的には恐らく、省庁間では既にいろいろ情報交換もされていたと思うんですけれども、我々は、特に私なんかは初めて知ったような事実関係もありますので、こういう情報共有をするというのは今日のヒアリングは意義があった気がいたします。

それじゃ、以上で関係省庁のヒアリングを終了します。どうもありがとうございました。

続いてその他の議題として、文化財修理センターに関する検討状況について、事務局より報告をお願いいたします。

【綿田調査官】 綿田からさせていただきます。資料7を御覧ください。匠プロジェクトの関係で、文化財の修理センターというものを京都に設置することを検討するという事とございまして、今年度予算を確保してございます。それで文化財修理センター（仮称）の在り方に関する調査研究についてこのように審議官決定で要綱をつくりまして、これに基づきまして文化財修理センター（仮称）の在り方に関する検討会を7月15日に第1回を開催して議論を始めたところでございます。委員の名簿が資料7の2ページ目にございまして、こういう方々によって議論が始まったということです。

これから順次、3ページ4ページと細かくは申しませんが、その辺の情報を整理

しながら関係者と詰めていきたいと考えておりまして、当面は何をするんですかということから、じわじわと詰めていくことが今まさに始まったという御報告でございます。

これについては、以上になります。

それからもう一つついでに申し訳ないですが、これも企画調査会等々で御議論いただいております選定保存技術をもっと増やしていつてはどうかと御意見いただいておりますので、今、配付させていただいておりますけれども、この7月22日に選定保存技術について大分拡張していくような方向で答申をいただいでいくということでございます。これについても報告いたします。

以上です。

**【根立会長】** どうもありがとうございます。文化財修理センターの検討会には私と山本さん、これは実は修理を行う施行者側の代表ということで、私も美術院の理事長ですのでそういう立場から参加しているんですけども、先ほど綿田主任調査官からお話があったようにまだ始まったばかりで、とにかく修理場にこれから持たせる機能を、まずどういうものがあるのかを挙げるような作業から始めている段階で、これから恐らく予算の問題とか、あるいは場所の問題等いろいろ、今まで挙げられてきた機能なんかも、中心的にやるものとそうじゃないものというのを選択せざるを得なくなるんだろうという気はしますけれども、まだ1回目で8月と9月に集中的にやるところもありますので、今後の議論を期待したいと思います。

山本さん、何か補うことありますか。

**【山本委員】** いえ、根立先生がおっしゃったとおりで、これからの部分というのがありますので、明確な形で具体が出てくるのも少し先になるだろうと、やらせていただいております。

以上です。

**【根立会長】** どうもありがとうございました。

それでは、本日の議題は全て終了しましたので閉会といたします。事務局より次回会議日程等の事務連絡をお願いいたします。

**【山川補佐】** 次回の第10回の会議は9月13日の10時からとなっております。なお、何かお気づきの点や追加の御意見などありましたら、事務局までメール等で御連絡をいただければと思います。

以上です。

【根立会長】 それでは、本日も貴重な御意見をいただきまして大変ありがとうございます。以上で終わりにいたします。

— 了 —